

平成29年2月21日

海田町議会  
議長 久留島 元生 様

庁舎建設特別及び広島市東部地区連続  
立体交差事業調査特別委員会  
委員長 前田 勝男

## 委員会調査報告書

本委員会の調査事項について、会議規則第72条規定により、調査の結果を次のとおり報告します。

### 1 調査事項

庁舎の建設及び広島市東部地区連続立体交差事業に伴う調査・研究

### 2 調査の経過

- (1) 平成25年8月2日（第1回委員会）
  - 委員会の今後の進め方について
- (2) 平成25年11月14日（第2回委員会）
  - 庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票及び広島市東部地区連続立体交差事業について
- (3) 平成26年2月13日（第3回委員会）
  - 広島市東部地区連続立体交差事業の経緯について
  - 今後の対応について
- (4) 平成26年3月10日（第4回委員会）
  - 庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例について
- (5) 平成26年11月4日（第5回委員会）
  - 広島市東部地区連続立体交差事業に係る広島県と海田町との協議について
- (6) 平成27年5月11日（第6回委員会）
  - 広島市東部地区連続立体交差事業の現状について
  - 広島市東部地区連続立体交差事業に係る要望事項について
- (7) 平成27年6月16日（第7回委員会）

- 広島市東部地区連続立体交差事業の見直し案の方向性について
- (8) 平成27年7月21日（第8回委員会）
  - 広島市東部地区連続立体交差事業の見直し案の方向性について
- (9) 平成27年8月7日（第9回委員会）
  - 広島県議会建設委員会との懇談会の申込みについて
- (10) 平成27年8月19日（第10回委員会）
  - 広島市東部地区連続立体交差事業の見直し案に対する町の考え方について
    - ・大正矢野線の幅員について
    - ・新町踏切，大正通第一・第二踏切部分の高架の高さについて
    - ・中店第一踏切部分の車の通行について
  - 海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例について
- (11) 平成27年9月16日（第11回委員会）
  - 海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票について
- (12) 平成28年2月9日（第12回委員会）
  - 庁舎移転の進捗状況と今後の見通しについて
- (13) 平成28年2月23日（第13回委員会）
  - 元広島県海田庁舎の現地視察について
- (14) 平成28年3月2日（第14回委員会）
  - 元広島県海田庁舎の現地視察に対する意見の集約について
- (15) 平成28年3月9日（第15回委員会）
  - 元広島県海田庁舎の現地視察に対する意見の集約について
- (16) 平成28年3月15日（第16回委員会）
  - 海田町新庁舎整備基本構想の策定について
- (17) 平成28年3月30日（第17回委員会）
  - 海田町新庁舎整備基本構想策定業務について
- (18) 平成28年5月13日（第18回委員会）
  - 海田町新庁舎整備基本構想策定業務について
- (19) 平成28年12月22日（第19回委員会）
  - 海田町新庁舎整備基本構想（素案）について
- (20) 平成29年2月21日（第20回委員会）
  - 海田町新庁舎整備基本構想（案）について

### 3 調査の概要及び結果

- (1) 平成25年8月2日（第1回委員会）

委員会の今後の進め方について協議し、庁舎の移転候補地を問う住民投票条例を制定するよう町長に求めることを全会一致で可決した。

(2) 平成25年11月14日（第2回委員会）

庁舎建設場所についての住民投票を執行部に早期に実施させるため、12月定例会において議会全員で住民投票条例案を提出することとした。

また、広島市東部地区連続立体交差事業について調査を行うため、特別委員会の調査事項を追加し、委員会の名称を「庁舎建設特別委員会」から「庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会」に変更することとし、12月定例会において決議案を提出することとした。

(3) 平成26年2月13日（第3回委員会）

連続立体交差事業の経緯をまとめた資料について確認した。

(4) 平成26年3月10日（第4回委員会）

住民投票の実施期限について、執行部から延期したい旨の報告を受け、委員の意思統一を図るため協議を行ったが、この時点でまとめることは困難との結論に至った。

(5) 平成26年11月4日（第5回委員会）

広島市東部地区連続立体交差事業に係る広島県と海田町との協議内容について執行部より説明を受けた。また、この中で、町が県に対し、県の見直し案を容認することができない旨の申し入れを行ったことについても説明を受けた。

(6) 平成27年5月11日（第6回委員会）

広島市東部地区連続立体交差事業の現在の進捗状況について執行部から説明を受けた。また、町長に対し「現在広島県が行っている広島市東部地区連続立体交差事業のコスト縮減策の検討について、検討結果を早急に回答するよう県に要望すること」について要望することを決定した。

(7) 平成27年6月16日（第7回委員会）

県が町に対して示した広島市東部地区連続立体交差事業の見直しの方向性に関する資料について執行部から説明を受けた。

また、執行部退席後、県の事業見直しの方向性に対して、山陽本線部分の高架を東に300メートル延伸するよう執行部を通じて県に要望すること

とした。

- (8) 平成27年7月21日（第8回委員会）  
広島市東部地区連続立体交差事業の見直し案の方向性について県の担当者より説明を受けた。
- (9) 平成27年8月7日（第9回委員会）  
広島市東部地区連続立体交差事業について、広島県議会建設委員会との懇談会を申込むことについて協議をしたが、行わないこととした。また、後日、執行部と協議を行うこととした。
- (10) 平成27年8月19日（第10回委員会）  
広島市東部地区連続立体交差事業の見直し案に対する町の考え方について説明を受けた。また、執行部より、住民投票の期日について、規則で定める日に条例を改めたい旨の申し出を受けた。
- (11) 平成27年9月16日（第11回委員会）  
住民投票の期限を延期する条例改正案について執行部より説明を受けた。
- (12) 平成28年2月9日（第12回委員会）  
町長が、庁舎移転先を県海田庁舎跡として計画を進めて行きたい旨を表明した。
- (13) 平成28年2月23日（第13回委員会）  
県海田庁舎跡の現地視察を実施した。
- (14) 平成28年3月2日（第14回委員会）  
各委員に対し、県海田庁舎跡現地視察に対する意見の提出を求めた。
- (15) 平成28年3月9日（第15回委員会）  
各委員から提出された県海田庁舎跡現地視察に対する意見のとりまとめを行った。  
その結果、多くの委員から、改修ではなく、建て替えるべきであるとの意見が出された。その理由については、「ランニングコストなどを考えれば建て替えたほうが安く済む」、「亀裂や雨漏りが見られ、耐用年数は非常に少ないと思う」、「災害時の拠点となるよう、防災機能を備えた新たな建物を建て

るべきである」などが挙げられた。

また、一部の委員からは「調査を行い、新築と改修とでどれくらい費用の差が生じるか検討してはどうか」といった意見も出された。

(16) 平成28年3月15日（第16回委員会）

県海田庁舎跡の敷地の概要及び新庁舎整備基本構想の策定について執行部より説明を受けた。

(17) 平成28年3月30日（第17回委員会）

庁舎の耐震長寿命化工事等の事例について執行部より説明を受けた。

(18) 平成28年5月13日（第18回委員会）

平成8年に実施された県海田庁舎の耐震診断の結果及び庁舎移転に係る補償の考え方について執行部から説明を受けた。

(19) 平成28年12月22日（第19回委員会）

執行部より、「海田町新庁舎整備基本構想（素案）」が提出され、説明を受けた。

(20) 平成29年2月21日（第20回委員会）

前回の委員会において委員から出された意見及びパブリックコメントの実施結果を踏まえ、執行部より、「海田町新庁舎整備基本構想（案）」が提出され、説明を受けた。

また、これまでの調査内容について、本会議において報告を行うこととした。

#### 4 その他

庁舎建設及び東部地区連続立体交差事業は町にとって重要な事業であるとともに、委員会の調査事項である「庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業に伴う調査研究」も現委員会においては中途の状況であることから、今後も海田町議会として調査研究を続けていく必要がある。